

有料職業紹介（返戻金制度）

返戻金制度

2. 返還規定

原契約に基づき甲が採用した丙が、自己の意思により、又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、乙は、甲から支払われた紹介手数料について、原契約第5条に基づき、次の割合で計算された金額を甲に払い戻すこととする。

- (1) 入社後1ヶ月未満で退職した場合 手数料の80%（1円未満切捨）
- (2) 入社後2ヶ月未満で退職した場合 手数料の50%（1円未満切捨）
- (3) 入社後3ヶ月未満で退職した場合 手数料の30%（1円未満切捨）

なお、丙が専ら甲の都合により短期退職をすることとなった場合には、紹介手数料の返戻は行なわないものとする。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲および乙記名捺印のうえ各1通を保有する。